

資 料

目 次

1. 除雪体制について(H26 年度資料)
 - 1)国:新庄国道維持出張所……………1P
 - 2)県:最上総合支庁 道路計画課……………2P～ 4P
 - 2)市:新庄市都市整備課……………5P～10P
2. 雪に関わる各種補助について
 - 1)新庄市雪に強いまちづくり事業補助…………… 11P
 - ①生活道路除雪
 - ②消雪設備
 - ③除雪機械購入
 - 2)新庄市生活道路排雪事業費補助……………12P
 - 3)高齢者・障がい者の方のための……………13P～14P
除雪支援
 - 4)リホームにおける『克雪化』支援制度……………15P
 - 5)その他…………… 16P～18P
 - ①生活道路除雪
 - ②除雪機械貸与
3. 第1回【新庄市雪とくらしを考える連絡協議会】
議事録……………19P～20P

平成26年度

新庄国道維持出張所（参考資料）

1. 除雪概要

一般国道13号・47号の下記区間において、3工区、4ステーション体制で除雪トラック10台、除雪グレーダ14台、ロータリ除雪車9台、小形除雪機3台、凍結抑制剤散布車5台、計50台をもって作業にあたる。

①除雪区間

工 区	路 線	区 間	延長	ステーション
新庄南工区	13号 尾花沢新庄道路 新庄南BP 新庄北道路	舟形町舟形字元屋敷 ～ 新庄市大字萩野字前坂	22.6km	新 庄
		尾花沢市大字尾花沢 ～ 新庄市大字島越字本宮後	18.8km	
新庄北工区	13号 主寝坂道路	新庄市大字島越字栗田 ～ 新庄市大字福田字福田山	3.7km	金 山
		新庄市大字島越字本宮後 ～ 新庄市大字西山	4.7km	
新庄西工区	47号	金山町大字上台字前山 ～ 真室川町大字及位字橋ノ沢山	21.5km	長 沢
		金山町大字中田字主寝坂 ～ 真室川町大字及位字中山	8.7km	
		舟形町大字長沢字檜原 ～ 戸沢村大字古口字揚巻	13.0km	
			24.7km	古 口

除雪の内容については、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図り、大規模な通行止めが生じないよう、また、一定速度の旅行速度が保たれるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結抑制剤散布ごとに以下のとおり実施します。

- ①新設除雪は、5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し交通に支障をきたす恐れがある場合に実施します。
- ②路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保が困難な状態となる恐れがあり、路面の平坦性を確保する必要がある場合に実施します。
- ③拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施します。
- ④運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想され、かつ道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。
- ⑤歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合に実施します。
- ⑥凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施します。

散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は20g/m²程度を目安として、対象区間の状況に応じた散布量を適宜設定します。

県管理道路における除雪事業（最上管内）について

1 県管理道路延長及び除雪延長

(1) 県管理道路延長

区分	最上総合支庁管内		うち新庄市管内		摘要
	車道 (km)	歩道 (km)	車道 (km)	歩道 (km)	
H26 年度	466.6	192.4	87.4	59.0	H26.4.1 現在
H27 年度	470.0	197.3	90.8	64.0	H27.4.1 現在 (旧 R47 移管後)

(2) 除雪延長（上段()書きは管理延長に対する割合）

区分	最上総合支庁管内		うち新庄市管内		摘要
	車道 (km)	歩道 (km) (消雪道路含む)	車道 (km)	歩道 (km) (消雪道路含む)	
H26 年度	(87.2%) 406.9	(72.5%) 139.4	(96.9%) 84.7	(74.6%) 44.0	H26 除雪計画
H27 年度 (見込み)	(87.4%) 410.7	(72.9%) 143.8	(97.6%) 88.6	(75.6%) 48.4	鳥越跨線橋を 含む

※歩道除雪のうち、通学路については 100%実施

(3) 冬期閉鎖路線

最上総合支庁管内 10 路線 59.9km

新庄市管内 1 路線 2.7km ((一)金沢五日町線 (上山屋))

2. 除雪機械（H26 除雪計画）

車道除雪車	凍結抑制剤散布車	歩道除雪車	計
55 台 (うち借上 8 台)	8 台	30 台 (うち借上 3 台)	93 台 (うち借上 11 台)

H27 年度除雪体制の強化：ロータリー 1 台、小型ロータリー(歩道用) 1 台、
ハンドガイド除雪機 1 台を増強

3. 最大積雪深（アメダス・新庄）

H26	H25	H24
144cm (H27.1.10)	159cm (H26.2.22)	206cm (H25.2.26)

4. 市町村との連携や住民との協働による効率的な除雪の実施

(1) 市町村との連携（路線の交換除雪）

○県道と市町村道の除雪作業経路の一体化を図る等、効率的な除雪作業を目指して交換除雪を実施している。

○H26年度は最上総合支庁管内で県道7路線(7,970m)と市町村道22路線(7,270m)の交換除雪を実施。（新庄市管内での実施箇所なし）

(2) マイロードサポート事業による歩道除雪（H26年度）

○最上総合支庁管内 8団体

○新庄市管内 4団体

・上山屋地区 ((一)金沢五日町線 : 延長 600m ・自前機械)

・下山屋地区 ((一)金沢五日町線 : 延長 1,100m ・自前機械)

・大福田地区 ((一)金沢五日町線 : 延長 32m ・自前機械)

・桧町地区 ((一)曲川新庄線 : 延長 80m ・貸出機械)

○県所有のハンドガイド除雪機は2台あり、H26年度は、上記1団体に貸出しを行っている。

○マイロードサポート事業の活動負担金として保険料や燃料費を負担している。

5. 「除雪時刻表」による住民への情報提供

○個人の出入り口での苦情対応などのため「除雪時刻表」をH20年度より作成。

○H26年度に1コースを追加し、8工区14コース、延べ24区間で道路除雪を行う時間を地域に広報。（うち新庄市管内：3工区4コース）

6. その他（参考）

(1) 冬期通行確保のための施設整備状況

施設名	最上管内	新庄市管内	
消雪施設（散水消雪）	14,172m	7,678m	
消雪施設（無散水）車道	1,239m	567m	
消雪施設（無散水）歩道	4,683m	4,427m	
流雪溝	27,466m	9,871m	H27～(主)新庄戸沢線（金沢地区）
防雪柵	31,421m	12,912m	H26～(一)土内五日町線（萩野地区）

(2) H26年度における雪害等による通行規制（全面通行止め）の状況

①(主)大石田畑線（大蔵村大字赤松） H27/1/1 10:30～16:00

〔理由〕 民地法面からの倒木による車道全面が閉塞されたため

②(主)大石田畑線（舟形町堀内） H27/1/2 21:30～22:40

〔理由〕 雪崩により片側車線が閉塞されたため

③(一)西郡居口線（鮭川村大字曲川） H27/1/21 8:30 ～ 1/23 16:00（日中のみ）

〔理由〕 除雪作業（雪庇除去）のため

④(主)新庄鮭川戸沢線（鮭川村大字庭月） H27/2/20 15:00 ～ 2/27 12:00（終日）

〔理由〕 雪崩予防作業（雪庇除去）のため

平成26年度

除雪事業実施計画書

山形県新庄市

1. 平成26年度 除雪事業計画表(総括)

〔延長単位:km〕

道路種別	管理延長 (A)	雪 指 定 延 長	寒 定 延 長	平成25年度 除雪延長(B)	平成26年度除雪延長			消雪道路 延 長 (D)	委託延長 (E)	除雪施工区分		(消雪含む) 除雪率 (C+D)/A	備 考
					1種	2種	3種	計(C)		貸与延長 (F)	直営延長		
1級	29.7	20.5		21.7	5.0	6.4	10.3	21.7			(10.3) 0.5	0.0	76.8%
2級	34.3	30.7		28.8	2.4	13.9	12.5	28.8			(2.4) 0.5	0.0	89.2%
その他 (歩道)	238.4	38.8		172.4	11.2	10.6	150.9	172.7			(9.3) 18.0	0.0	72.9%
				(20.3)	(1.0)	(.0)	(21.0)	(22.0)			(22.0)		
計	302.4 〔301.2〕	90.0 〔90.0〕	km	222.9 〔221.4〕	18.6 〔18.6〕	30.9 〔30.9〕	173.7 〔173.4〕	223.2 〔222.9〕	5.8 〔5.8〕	204.2 〔203.9〕	19.0 〔19.0〕	0.0 〔0.0〕	75.6% 〔75.9%〕

※管理延長はH26.3.31の数値

※〔 〕は前年度数値

2. 除雪事業の目的

この計画は、「第二次新庄市総合雪対策基本計画(平成15年3月策定)」を反映し、雪に強い安全で快適なまちづくり、「いい人、いい街、いい暮らし」のさらなる実現を目指して、冬季においても、安全で快適な市民生活や産業活動が円滑に行なわれるよう、除排雪を通して道路交通及び生活空間の確保を目的とする。

3. 除雪事業計画の概要

平成26年度の道路除雪は、市道管理延長302.4kmのうち除雪機械の能力及び道路事情などを考慮し、223.2km(歩道22.0km)を計画路線とした。

路線の選定にあたっては、主要幹線道路、バス路線、通学路、地域的に主要な道路及び公共施設への道路を主体として路線の選定を行った。

除雪路線は全面委託とし、機械による除雪を行い、作業の推進を図る。また、直営除雪としては主要路線の排雪作業、除雪により狭くなった道路の幅出しを重点的に行い効果的な除雪に努める。

生活道路についても、355箇所42kmにおいて、沿線住民の協力を得て、生活道路の確保に努める。

公園・緑地については19都市公園・緑地において、パトロール等を実施し、公園施設等の雪害防止を図る。

市営住宅では、市内にある5団地において、パトロール等を実施し、入居者の安全確保に努める。

流雪溝については、48kmにおいて、流雪溝利用管理組合等と連携し、溢水防止を図る。

4. 除雪事業計画

(1) 除雪路線

除雪計画を迅速かつ円滑にするため、市全域を北部、中部、南部と3つの地区に分(別紙図参照)し、それぞれの地区毎に、※除雪自動通報装置からの通報による一斉除雪を行なう。なお、すべての路線を、第1次除雪路線として位置づけ、早朝作業による除雪作業を実施し、午前7時30分までの完了を目標とする。

また、幹線道路及び工業団地内道路を強化路線として設定し、パトロールの強化並びに路面状況に応じた対応を行い、円滑な道路交通網の確保を図る。

※ 除雪自動通報装置とは、定時に降雪量の観測を行い、降雪量が基準に達した段階で自動的に各委託業者に通報する装置のことである

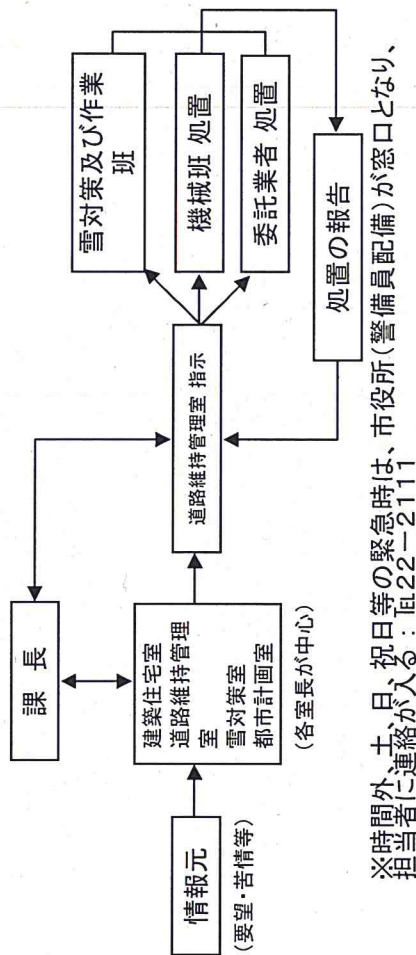
5. 除雪作業実施体制

(1) 作業機構(道路のみならず公園、市営住宅、流雪溝の雪対策にも対応する)

(2) 分掌

事務及び経理班	庶務、経理
雪対策及び作業・技術指導班	実施計画、パトロール、気象情報及び日報の処理、委託業者及び貸与業者への指導管理
機械班	消雪管理、除雪車運転、雪捨て場管理、直営排雪作業

(3) 情報連絡体制



- (4) 除雪作業従事人員 32名
- 総括 1名
 - 副総括 1名
 - 事務及び経理班 3名
 - 雪対策及び作業班 19名 (臨時職員9名含む)
 - うち機械班(直営除雪) 14名
 - 技術指導班 9名
- (5) 除雪委託

☆ (委託除雪) [60工区:市道線56工区、捨て場4工区]
 ☆ (貸与除雪) [14工区]
 ☆ (生活道路除雪) [6工区]

※ ☆印は業者委託 39社

6. 除雪作業内容

(1) 除雪車の出動

- ① 降雪量が午前2時30分から4時30分の間で10cm以上の場合
- ② 風雪により随所に“吹きだまり”が発生し交通に著しく支障が生じたとき
- ③ 暖気となり路面に“わだち”が生じ交通が困難となったとき
- ④ 平常の場合、積雪又は除雪により道幅が狭く幅出しの必要が生じたとき
- ⑤ 緊急の事態が発生し、除雪を必要と認めたとき

(2) 歩道除雪について

歩道除雪については、機械の除雪作業が可能な限り実施する。

(3) 生活道路(市道以外)除雪について

生活道路の除雪については、機械除雪の稼働可能な幅員及び障害物等のない道路について、現地確認のうえ実施するものとし、早い時間帯での作業実施を図っていく。

(4) 公園・緑地について

公園・緑地については、遊具、四阿及び便所等を中心に、公園施設を雪による被害から守る対策を講じていく。

(5) 市営住宅について

市営住宅については、入居者や通行人の安全確保のため、パトロールの徹底及び住民への周知を図っていく。また、状況によって雪下ろし等の作業も実施していく。

(6) 流雪溝について

流雪溝利用管理組合等地区住民と連携すると共に、広報等を通じ流雪溝への投雪ルールの周知を図り、溢水防止に努めていく。

(7) 雪捨て場について

4箇所指定し排雪処理に対応する。

① 主に大型ダンプトラックにより運搬される雪の処理を行い、随時ブルドーザを配置し捨て場の整正に努める。

・泉田地区(喜助川原線脇)
 ・福宮地区(福宮蛇塚線脇)

・仁間地区(升形川高田橋下流)

② 小型車両等により運搬される雪の処理を行い、随時ブルドーザを配置し捨て場の整正に努める。

・下田地区(主要地方道新庄戸沢線西側升形右岸)

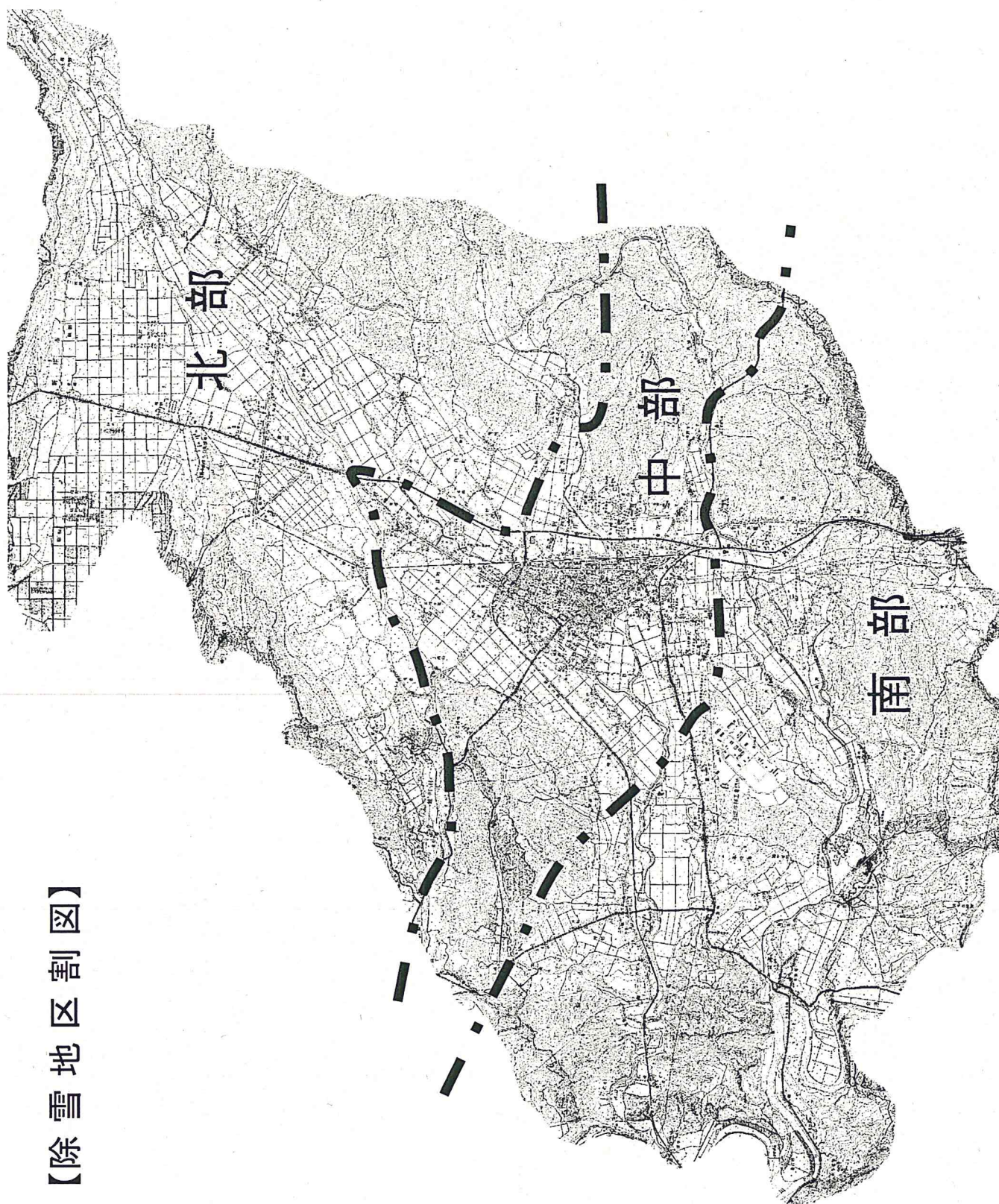
※1 利用時間は午前8時30分より午後5時までとする。

※2 大型車両は禁止し、2t車以下とする。

7. 広報活動

除雪作業に対する住民への広報活動は、市の広報誌による全戸配布、状況により広報車等を利用し、官民一体となった除雪作業ができるよう努める。

【除雪地区区划图】



【雪寒対策費の推移】

(単位:千円)

区 分	年度別決算の内訳														
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
給料	7,889	12,543	12,215	10,345	10,872	10,176	10,511	10,217	10,080	11,247					
職員手当	5,903	8,842	8,991	7,552	7,651	6,897	6,956	6,761	6,612	7,942					
共済費	1,870	2,911	2,906	2,545	2,801	2,891	2,971	3,006	2,970	3,531					
賃金	5,023	5,418	3,729	3,883	4,378	6,059	7,366	7,779	5,989	7,406					
旅費	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
需用費	36,021	41,058	34,466	36,805	39,886	41,913	40,755	47,332	45,015	52,938					
(消耗品費)	1,123	1,114	1,028	1,214	1,658	1,930	1,434	1,863	1,745	1,859					
(燃料費)	1,150	2,076	808	1,711	1,482	2,310	3,216	4,146	4,787	4,370					
(食料費)	0	0	0	0	0	0	0	2	5	6					
(印刷製本費)	8,820	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
(光熱水費)	11,861	12,521	9,482	12,536	11,353	11,507	12,577	14,304	15,151	16,123					
(修繕料)	21,876	25,347	23,148	21,344	25,392	26,165	23,528	27,017	23,326	30,580					
役務費	9,623	393	277	386	233	506	470	477	355	422					
委託料	263,485	235,082	83,767	186,615	148,180	178,814	339,383	395,131	506,491	411,082					
賃借料等	123,188	149,658	5,589	45,092	26,312	34,345	177,521	312,409	265,173	243,698					
工事請負費	0	0	0	1,418	0	10,684	0	0	0	5,347					
原材料費	1,782	2,144	877	1,817	1,483	2,252	2,345	2,548	3,125	3,252					
備品購入費	19,465	729	31	47	0	16,464	21,041	16,908	18,402	17,168					
負担金等	1,091	290	305	447	404	428	464	591	618	770					
補償補填等	0	0	499	0	0	0	0	0	0	0					
公課費	50	50	51	50	50	50	40	45	37	37					
計	475,462	459,118	153,703	297,002	242,250	311,479	609,823	803,204	864,867	764,840					

【年間降雪量・積雪深】…過去29箇年

年 度	累 計 降 雪 量 (※)	最 深 積 雪 量 (※)	日 最 大 降 雪 量 (※)
昭和60年度	1,185	175	46
昭和61年度	693	74	49
昭和62年度	935	146	71
昭和63年度	479	65	67
平成元年度	529	101	44
平成2年度	738	135	64
平成3年度	555	93	40
平成4年度	653	81	53
平成5年度	693	117	41
平成6年度	680	113	43
平成7年度	774	154	41
平成8年度	586	91	31
平成9年度	547	98	46
平成10年度	705	85	25
平成11年度	936	116	37
平成12年度	969	166	42
平成13年度	766	134	48
平成14年度	798	111	37
平成15年度	676	107	29
平成16年度	982	169	54
平成17年度	799	157	41
平成18年度	500	52	34
平成19年度	713	119	28
平成20年度	620	100	35
平成21年度	665	106	30
平成22年度	828	200	44
平成23年度	966	186	35
平成24年度	873	208	53
平成25年度	792	163	40
平 均	平均累計降雪量 746	平均日最大積雪深 125	平均日最大降雪量 43
最 大	最大累計降雪量 昭和60年度 1,185	過去日最大積雪深 #N/A 208	過去日最大降雪量 昭和62年度 71

※ 気象庁のデータより

★新庄市雪に強いまちづくり事業補助

①生活道路除雪(一般に交通する生活道路の除雪経費に対する補助)

要 件

1. 除雪機械を借上げて行う除雪であること。
2. 生活道路等に3戸以上の住宅があること。
3. 生活道路の延長が10m以上あること。

補助額

- ・生活道路延長1mあたり400円とし、10万円を限度とする。
(ただし、12月から2月までに実施した除雪に要した経費)

②消雪設備(消雪パイプ設備及び揚水機設備の整備に対する補助)

要 件

1. 利用戸数が10戸以上であること。
2. 消雪する生活道路等の延長がおおよそ30m以上あること。

補助額

- ・経費の3分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

③除雪機械購入(除雪機械の購入に対する補助)

要 件

1. 利用戸数が2戸以上であること。
2. 生活道路の除雪に使用すること。

補助額

- ・経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

★新庄市生活道路排雪事業費補助

定 義

1. 豪雪年度であること。
(新庄市雪害対策連絡協議会が設置された年度)
2. 一般に交通する生活道路であること。

補助対象団体

1. 生活道路の除雪の届出を行っている団体。
2. 新庄市雪に強いまちづくり事業補助申請に基づき、生活道路の除雪を行っている団体

補助対象経費

- ・豪雪年度において、団体が管理する雪捨て場の排雪に要した経費。

補助額

- ・補助対象経費から6万円を減じた額に2分の1を乗じて得た額とし3万円を限度とする。
(ただし、この申請は1回かぎりとする。)

高齢者・障がい者の方のための 除雪支援（案内）

一定の条件を満たす、高齢者、障がいをもつ人のみの世帯の冬期（12月～3月）除雪等の支援をしています。

対象（以下の全てに該当する方）

- ① 65歳以上の一人暮らしや老人のみの世帯または心身障がい者のみの世帯
- ② 低所得者（本人と生計中心者の前年度の所得税が非課税であること。）
- ③ 自力で除雪作業ができず、親族、近隣者の作業や金銭的援助が受けられない方。

支援内容

※雪下ろし／年4回まで ※玄関前雪払い／週2回（2時間以内）

手続き方法

- ① 新庄市成人福祉課へ申請書を提出



- ② 申請書内容を成人福祉課で審査



- ③ 審査結果（利用の可否）を利用者へ通知



通知受理後 利用開始（12月1日～3月31日）

（裏面に続く）

【市が委託している事業者】

■シルバー人材センター 22-3065

☆雪下ろし（1日） ￥1,110円（半日：￥555円）

☆玄関前の雪払い（1時間） ￥140円

☆除雪機械の借り上げ（中型1時間）￥397円（大型1時間）￥494円

注意※1：降雪状況、利用者数により、日時等の希望に添えないこともあります。

※2：派遣される職員は選べません。

※3：排雪作業はしておりません

以上、ご承知の上で利用してください。

【民間事業所の紹介】

※紹介のみです。市であっせんはしておりません。各自で連絡して下さい。

■山形県建設業協会最上支部 22-1253

雪下ろし 15,000円前後（1日）

※紹介する企業によって、料金が異なります。

■新庄建築大工組合（代表：高橋久一）23-2655

雪下ろし 15,000円前後（1日）

※紹介する企業によって、料金が異なります。

【リフォーム】での「克雪化」支援制度

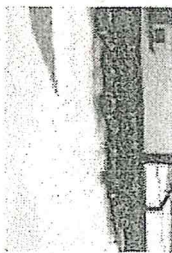
新庄市 住宅リフォーム総合支援事業(補助金)

※下記のいずれも請負契約により
施工される工事が対象となります。

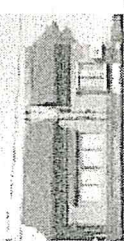
①雪下ろし作業時の 安全性を確保する工事



・安全帯を固定する金具の設置



・雪止めの設置、取替え



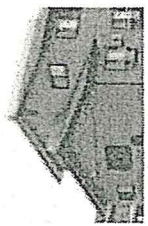
・固定式ページの設置、取替え

②屋根に融雪設備を 設置する工事



・融雪屋根(電熱式等)

③屋根雪を落ちやすくする 屋根の改良工事



・雪切板の設置

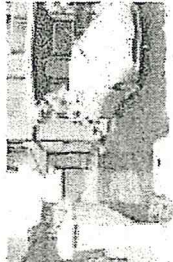
・屋根の勾配を大きくする改良

・雪がすべりやすい材料へ改良

④住宅と同一敷地内に 融雪設備を設置する工事



・融雪槽の設置



・融雪水槽、
ロードヒーティングの設置

※ここに示したものは支援対象の一例です。お考えのものも対象になる場合がありしますのでお問合せください

上記のリフォームを行う場合

「一般型」リフォーム補助金：工事費全体の10%（上限20万円）の補助金

「人口減少対策型（※）」リフォーム補助金：工事費全体の20%（上限30万円）の補助金

※①18歳未満の子がいる三世帯世帯、②県外からの移住世帯、③結婚して1年以内の新婚世帯、④18歳未満の子が3人以上いる世帯

生活道路除雪についてご理解・ご協力をお願いします

●下記1～8の事項にご留意のうえ、お申込みください。

- 1 生活道路利用戸数が3戸以上あり、道路の幅が2.5m以上確保されていることが必要です。
- 2 雪捨て場の確保及び地権者からの同意を得てください。受付後、職員が現地を確認します。
- 3 通行の妨げとなりますので、屋根の雪、屋敷内の雪は道路上に出さないでください。
- 4 除雪により破損する恐れのあるものは（ブロック塀、グレーチング等）には目印（竹さお等）を設置してください。
※目印がなく破損した場合は、申請者での対応となりますのでご注意ください。
- 5 雪捨て場について、除雪シーズン中に捨て場がいっぱいになった場合、又、雪解け時の排雪作業及びゴミ等の後始末は申請者での対応となります。市では排雪作業は行いませんので、ご協力をお願いします。
- 6 除雪に関するご意見ご要望は、代表者を通じて、市役所（22-2111）までご連絡ください。除雪機械の運転手に直接言わないようお願いいたします。
- 7 通勤・通学時間までに除雪作業を終わらせるために、交通量の多い市道優先の作業となります。また、交通状況や天候等により、出勤しない場合や必ずしも早朝に除雪に入れない場合があります。ご了承ください。
- 8 上記の事項に対して理解を得られない、トラブル・紛争等が起こる恐れのある場合は受付することができません。また、受付後の期間途中でトラブル等が起こった場合、除雪が中止になり、次年度以降の受付ができない場合があります。ご注意ください。
- 9 受付をもって、代表者及び沿線利用者の上記に対する認識と理解を得られたものとします。

地区住民の皆様が冬期間も安心して道路を使用できるよう、上記事項に対しご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

「短期簡易除雪機貸し出し」申込書

平成 年 月 日

新庄市長 山尾順紀 様

(申請者)

団 体 名 _____

住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (印)

ご 連 絡 先 _____

町内活動で除雪を行うため、簡易除雪機の貸与を申請します。

記

1. 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2. 利用内容 ・高齢者支援 ・生活道路 ・歩道 ・通学路

その他 ()

3. 作業の代表者 お 名 前 _____

住 所 _____

連 絡 先 _____

4. 返 却 月 日 () 時

※ ご利用日の3日前(土日祝日を除く。)までに申請書の提出をお願い致します。

※ 運搬は町内会で除雪機を運搬します。

※ 使用団体でボランティア活動保険等に参加してもらい、写しを添付する。

※ 修繕費及び燃料代について 燃料は満タン返して、修繕についての必要経費は町内会で行う。

新庄市簡易除雪機貸与計画書(案)

1 趣 旨

- ・新庄市の除雪において、雪に強い安全・安心な雪国生活を構築するため、市民協働による雪処理システムとして、市が所有する簡易除雪機（以下「除雪機」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出の条件

- ・貸出の対象は「町内会」、「商店街」又は「自主除排雪を行うために組織した団体」です。（以下「借受団体」という。）（様式1）
- ・除雪機の格納場所や運転者を確保できる借受団体とします。
- ・借受団体で必要な保険に加入していただきます。
- ・除雪機の燃料・オイル代及び修理費については、借受団体の負担とします。
- ・除雪機の搬出入は、借受団体とします。（なお、軽トラックに積み込み可能です。）
- ・貸出の期間は冬期間(12月～3月)で、借受団体の責任で保管していただきます。
- ・作業完了後は、稼働日数・時間、除雪箇所、除雪延長などの実績をお知らせしていただきます。（様式3）
- ・除雪作業の実施にあたり、運転者および第三者に損害を及ぼした場合は、借受団体の責任により、その損害を賠償していただきます。
- ・除雪機の貸出しが決定した借受団体は、市と簡易除雪機貸借契約を締結していただきます。
- ・原則として新庄市歩道、生活道路、高齢者支援、通学路の安全確保の除雪に使用していただきます。（借受団体の裁量で除雪機の有効利用可能です。）

3 提出書類

- ・借受団体
（様式1）簡易除雪機貸与申請書 1部
（様式3）除雪実績報告書 1部
- ・新庄市
（様式2）簡易除雪機貸与決定通知書 1部

4 問合せ先

- ・新庄市都市整備課 雪対策・道路管理室
〒996—8501 新庄市沖の町10番7号
電話 22—2111(内線531)
FAX 22—2673

『新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会』議事録（要約版）

●説明内容についての質疑

- ・ 説明のありました除雪のシステム、機械力を駆使した体制はすばらしいと思いますが市民に解りやすい情報として流していただきたい。又、各種補助制度におきましても、専門用語でなくイラスト等を取り入れ市民目線の情報を発信してほしい。
- ・ 新庄市は春から秋にかけては、災害も少なく住みやすい町です、しかし、老人世帯は冬になると雪の降らない地域に行きたいと考えている方も多く、雪に関する支援制度が、安くて利用しやすい制度にしていきたい。
- ・ 高齢者・障がい者の方のための除雪支援について、一度申請することにより毎年その制度を受けられるような手続きの簡素化を図るなど、老人に配慮した取り組みをお願いしたい
- ・ 今説明を受けた雪に関する補助制度は、情報として流していただけてきたと思いますが、理解している方は少ないと思います、今後町内会での説明会等があればと感じました。
- ・ 高齢者が多くなり、除雪の支援を受けられない方の声や苦情を身近で聞いてあげる場として私たち民生委員、区長がいる訳ですが、手助けしてやれることは限られています。お金のある方は業者をお願いすることもできますが、経済的に困っている人のことも考えて誰もが利用しやすい制度に基準を下げてください、国や市の財政支援をお願いしたい。

●雪に関するフリートーク

- ・ 行政と市民が介して雪問題について話し合う場合は、この協議会が初めてであり多くの問題があるかと思われます、一気に解決することは無理でありテーマを絞って、ひとつひとつ解決していく必要があると思います。
- ・ 新庄市は雪国ということで、今まで寄せられた苦情等の情報を持っていると思うので、これから協議していく中で参考にしたい。
- ・ 流雪溝についてですが、毎年水上がりが発生します、役所が悪いわけで無く住民も利用方法について十分考える必要があると思います。

- ・ 雪の問題を解決するのは除雪方法と住民のモラルが大切であると思います、自分さえよければという考えが原因でトラブルも発生します。この協議会をとおして雪処理に関するモラルのあり方を発信していけたらと思います。
- ・ 道路を通行していて、除雪で寄せられた雪が壁のように積まれ見通しがきかず大通りにでるとき怖いと感ずることがあります。
- ・ 除雪の出動基準についてであります、降雪量とか時間とか国、県、市によりばらつきがあるようですし、通学時間に結構の積雪があるにも除雪がこない時もあります、その基準についてお伺いしたい。

【回答】

県： 車道は10cmあるいは、10cmになると見込まれる雪降状況の場合に出動します。除雪作業終了予定は午前7時までとしております。

市： 午前4時30分までに降雪センサーが10cm以上を感知した場合出動します。4時30分以降に10cm以上の降雪となった場合は、パトロール等により状況を確認し出動させておりますが、出勤時間帯と重なる場合等もございますので、状況判断がむずかしいところもございます。

●まとめ【会長】

- ・ 補助制度の説明資料が解りにくい、周知が行き届いていない等の意見があったように、改善していく中で利用者も増えていくと考えられます、今後の課題のひとつになるのではと思います。
- ・ 流雪溝や利水対策は避けて通れない問題であり、雪問題を解決することは人口流出の歯止めにもなります、すべてを行政にお願いすることではなく、行政と市民が雪問題を共有し、誰がどうすれば解決できるのか、その糸口を見いだしていくことが、この協議会の使命だと考えます。